

平成 2 3 年第 5 回（5 月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 平成23年5月10日(火)
開会10時00分 閉会10時55分

2. 開催場所 吉富フォーユース会館3階会議室

3. 出席委員

委員の定数 15名

出席委員数 14名

欠席委員数 0名

欠員 1名

出席委員の氏名 石丸 茂信、岡 万寿夫、梅林 陟、豊田 和義
和才 直俊、恒成 一治、是木 則幸、奥家 信弘
賀部 正直、矢頭 道雄、守口 信義、瀬口 勝美
若山 善一、是木 輝義

欠席委員の氏名 なし

4. 付議事項

議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
1件

議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更について

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について
2件

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 赤尾 肇一

事務局職員 赤尾 慎一

6. 会議の概要

- 事務局 委員の皆さんおはようございます
皆様には何かとお忙しい中、ご出席頂きましてありがとうございます。
開会に先立ちまして是木会長よりご挨拶をお願いいたします。
- 会 長 委員の皆様おはようございます。
雨模様ですが、もう少し降れば畑にも良いのではないかと思います。
今年は雨の少ない年でありまして、この2・3日予報は雨のようですがどうでしょうか
それでは、今月の農業委員会総会のご案内をしたところ、委員も皆さん全員出席ありがとうございます。
早速ですが、今月の総会の議事録署名人に瀬口勝美委員と若山善一委員のお二人を指名いたします。よろしく願います。
では本日の総会は農地法第5条が1件と吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認が上程されています。
議案第14号について事務局より説明をお願いします。

議案第12号

- 事務局 「議案第14号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。
議案の1ページをお開きください。
土地の表示は今吉〇〇〇番〇、地目は登記簿・現況共に田、面積403㎡で、所有者、耕作者共にAさんです。
申請者ですが、譲渡人本町今吉〇〇〇番地〇のAさん、譲受人は、大分県中津市大字蛸瀬〇〇〇番地〇のBさんです。
本件の転用理由並びに転用計画については、譲受人のBさんが個人住宅を建設するためのものであります。
転用計画については木造2階建て住宅89.37㎡を建築するもので、建ぺい率22.37%であります。
申請場所は議案2ページの吉富町全図をご覧ください。赤丸の箇所が今回の申請地で、議案3ページに位置図を添付しています。
4ページの詳細位置図をご覧ください。赤色で彩色した所が申請地で、3ページには詳細位置図、4ページには字図、5ページには土地利用計画図、6ページは雨水汚水排水経路図で汚水を赤色・雨水を青色で排水経路を示し、7ページには断面図を添付しています。
1ページにお戻りください。転用目的実現の確実性については資金計画書並びに建築資金の融資を受ける証として、株式会社〇〇〇〇〇〇からBさんへ資金融資する旨の取締役会議事録が添付されています。
また、株式会社〇〇〇〇〇の預金残高証明が添付され、資金の確実性は認められます。
周辺農地への影響等ですが、4ページの地籍図のように、東は宅地、

西側は町道に接しています。北側並びに南側は農地に接しています。

なお隣接する農地所有者から隣地承諾を得ています。また、排水放流協議書についても協議済みであります。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項については8ページから10ページの農地転用判断基準シートから、農地区分については、申請地の所在する農地は宅地化の状況が著しい区域に近接した10ha未満の区域内にある農地であり、2種農地と判断します。

2種農地の場合は他の土地も検討する必要があることから、候補地比較表も添付されています。

以上で事務局からの説明は終わります。

会 長 それでは、地元委員の豊田委員に現地の状況などを説明お願いします。

石丸委員 事務局からの説明のとおりで、現地の状況は住宅化が進み、東側と北側は住宅に接している土地であり、地元委員としては転用については特に問題はないと重います。

会 長 地元委員から説明がありましたが、他の委員の皆さんは質疑等ございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 では、議案第14に関しましては承認することと決めます。

議案第15号

事務局 11ページをご覧ください

「議案第15号 吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について」吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求める。

吉富町農業委員会会長 是木 輝義

12ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法による利用権の合意解約を2件の通知を受理しています。

整理番号1については、賃借人は大字今吉〇〇〇番地〇のDさんで、賃貸人は東京都中央区日本橋箱崎町〇〇番〇-〇〇〇〇のEさん、申請農地は別府〇〇〇番〇で、解約の理由は借り手の都合による解約です。

次に整理番号2については、賃借人は大字直江〇〇〇番地〇のFさん、賃貸人は福岡市中央区大濠〇-〇-〇のGさんで、申請農地は直江〇〇番で、解約の理由は借り手の都合による解約です。

以上2件について吉富町農用地利用集積計画の一部変更の承認を求めるものであります。以上で説明終わります

会 長 事務局から説明がありましたが、この件について皆様方より何か質

疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 　　ございませんようでしたら、議案第15号については承認することにご異議はございませんか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 　　それでは議案第15号については承認することと決めます。

報告事項

会 長 　　次に報告事項として「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。事務局より内容の説明をお願いいたします。

事務局 　　「農地法第18条第6項の規定による通知について」の報告事項ですが、議案第12号と同様の内容でありますので、整理番号1並びに2についての説明は省略させていただきます。

会 長 　　この件に関しましては、報告事項ということですが、皆様方よりなにか質疑はございますか。

各委員 質疑なしの声あり

会 長 　　報告事項が終わりました。委員のみなさん何か質疑ございませんか

各委員 質疑なしの声あり

会 長 　　次はその他の項になります。事務局説明をお願いいたします。

事務局 　　議案の14ページ以降に吉富町農用地利用円滑化事業規定並びに利用権設定等委任契約書を添付しています。

これは以前の総会でご説明したのですが、改めて今年度からこの事業に着手する上で、農業委員の皆さんにもご承知して頂くのと、農家の皆さんへ周知をお願いしたく、本日説明をするものです。

この事業を簡単に説明しますと、経営規模拡大意向のある農業者が円滑化団体を通じて6年以上の契約期間で利用権設定し、農地を面的集約がされた場合に規模拡大加算として10a当たり2万円の交付が受けられるもので、円滑化団体は町となります。

農家への周知が十分でないことから、今月の生産組合長会で依頼した農地の貸出し希望調査を実施しましたが、その希望調査を集約して対象農家へその意向を確認しようと考えています。

先ほど申しましたように、制度が十分周知されていないことから農

業委員の皆さんにもこの事業についてご理解と周知をお願いいたします。

そのような意向がある農家の皆さんには産業建設課へ問い合わせ又は来庁頂くようご指導ください。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、この制度は後継者不足や離農から年々耕作放棄地が増加することが考えられることから良い制度だと思います。

奥家委員 今までの利用権設定による契約では出ないの

事務局 加算金の交付を受けることは出来ません。この事業を利用したものでなければなりません。

奥家委員 1 1月公告分でこの制度を利用して利用権設定をしようと考えている農家の方がいるようで、秋までは自分で管理をするけど、麦の作付けまでに契約をしたいとの事のようにです。

事務局 その場合は24年度の戸別所得補償制度の規模拡大加算に概要することになります。

奥家委員 これからは全てこの制度で利用権設定することになるのですか

事務局 今までと同様に利用権設定はそのままあります。これとは別に円滑化団体と利用権設定等委任契約を交わし、団体が斡旋した農家との利用権設定した農地が交付の対象となります。

瀬口委員 交付は1回だけですか

事務局 その様です

会 長 他に委員の皆さん意見等はございませんか

各委員 意見なしの声あり

会長 それでは他になければ次回総会の日程ですが、事務局お願いします

事務局 次の委員会の日程ですが、定例日が10日であることから6月は10日（金）となりますが委員の皆さんよろしいでしょうか。

各委員 丁度田植えの時期になるので6月は早めのほうが良いのでは
事務局 それでは6月は7日（火）午前10時からでどうでしょうか

各委員 異議なしの声あり

会 長 では、6月の総会は7日（火）午前10時からとします。
これもちまして委員会を終了いたします。皆様、お疲れ様でした。

10時50分 閉会